

農業委員会だより

◆農業や農業委員会に関することは地域の農業委員や農地利用最適化推進委員に、気軽に「相談ください」。
問い合わせ 北上市農業委員会事務局(本庁舎3階) ☎72-8246、72-8247

「農地の日」の活動で ひまわり畑の除草作業

農業委員会は7月10日、「農地の日」の活動を展勝地公園で行いました。

これは岩手県農業会議が、食料・農業に対する県民の理解と関心を深めることを目的に7月15日を「農地の日」と定めていることに合わせ、県内の農業委員会が毎年この日を中心に、一斉に活動しているものです。初めに、9月から開始する農地パトロールのキックオフ式を行い、委員を代表して東部地区の金成良孝推



ひまわり畑の草刈り作業を行いました

進委員が「農地の利用状況を正確に把握し、遊休農地の解消と発生防止に全力で取り組みます」と農地パトロールへの決意表明をしました。

次に、展勝地開園100周年記念事業実行委員会の事業の一つ「展勝地ひまわり畑プロジェクト」のひまわり畑で、奉仕活動として約1時間の草取り作業を行いました。作業を始める前に、同プロジェクトのリーダーである佐藤孝志氏(和賀町煤孫)からプロジェクトを始めたきっかけや、農業と生産物の価値を高める六次産業の両立の難しさなど貴重なお話をいただきました。梅雨の晴れ間の大変暑い日でしたが、委員たちの機運を高めることができました充実した活動でした。

(農業委員 昆野 広子)

農地パトロールで 遊休農地等を現地調査

農業委員会は、市農林部と共に市内全域の農地パトロール(農地利用状況調査)を9月1日から11日まで実施しました。

農地パトロールは、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効利用を促進するため遊休農地や違反転用

などの実態把握、発生防止・解消を目的とし、農業委員会が毎年実施しています。

令和2年4月1日時点での市の遊休農地面積は約12㍏。農業者の高齢化や担い手不足、相続後に農地の適切な管理がされないことなどが原因で遊休農地が発生しています。一方で、担い手農家への委託によって遊休農地から解消される例もあります。

農業委員会では、現地調査を行い、利用・再生が可能な農地かどうかを判断し、適切に管理するよう土地の所有者に指導などを行っています。



農地パトロールを行う地区の委員たち

所有する農地のことでお困りの人は、農業委員会へご相談ください。

(農業委員 児玉 雅彦)

農業委員会全体会議で 独自事業の展開など確認

農業委員会は7月28日、プランニュー北上において令和2年度第1回北上市農業委員会全体会議を開催しました。

同会議は農業委員と農地利用最適化推進委員全員で行う会議で、4月の農業委員会総会で決定した令和2年度の事業計画について、農業者が夢と希望を持って農業に取り組むことができる環境の構築や、担い手育成につながる独自事業の展開などに努めることを確認しました。

また、市農林部から本年度の主要事業について説明を受け、それぞれ意見交換を行いました。

本年度は新型コロナウイルス感染症の影響による事業の変更などもありますが、与えられた責務と役割を十分に果たすため事業に取り組み、さらなる農地等の利用の最適化を目指していきます。

(農業委員 高橋 多一)



地域の農業を

守っていききたい

高橋 理一郎さん

(30歳・和賀町藤根)



今年5月に、新たに認定農業者となった高橋さん。就農前は市内の農業法人に3年間勤めていました。現在は実家の農地で水稻を約4.2畝作付けしています。

幼い頃から父親が田んぼで働く姿を見て育ったため、農業を継ぐのは自然なことだったそうです。

「農業の魅力は手間をかけた分だけ応えてくれること。一から育てて収穫できることが最大の喜び」と話す高橋さん。「今後は、大型の農機具を充実させて大量出荷できる環境を整えたい。将来は父の跡を継ぎ、水稻の他にも大豆や麦も作付けして、30畝まで規模を拡大したい」と目を輝かせていました。

一方で、地元でも農業に関心を持つ若者は少なく、食べることに興味はあっても食べ物を作ることへの関心が薄いと感じしており、「もっと多くの人に農業に関心を持ってもらい、地域の農業を守っていききたい」という熱い想いを持っています。

地域の農業を築く若い農業者に期待し、エールを送ります。

(農業委員 藤枝 裕樹)



■農地の権利移転・利用権設定等審議内容

上段 審議件数(単位:件) 下段 面積(単位:㎡)

	6月	7月	8月
農地法3条	3	4	4
	5,965	8,258	3,515
農地法4条	2	2	1
	1,364	1,461	1,377
農地法5条	38	38	15
	38,878	47,732	10,048
農地法適用外証明	7	2	5
	4,769	656	1,602
農用地利用集積計画	14	10	16
	87,209	55,977	61,853

◎農地法3条…農地の所有権、賃借権などの権利を設定または移転する場合

◎農地法4条…自己所有農地を転用する場合

◎農地法5条…農地の所有権、賃借権などの権利を設定または移転して転用する場合

◎農地法適用外証明…農地を20年以上他の目的に使用しており農地の復元が不可能な場合

◎農用地利用集積計画…農地の所有権、賃借権などの権利を設定または移転する場合で、受け手側が大規模農家の場合

前期編集委員の皆さん お疲れさまでした

今月号をもって編集委員会委員長の高橋マサ子さんと副委員長の千田喜美子さんを除く前期編集委員6人の任期が終了となります。

皆さんには、令和元年度5月号から今月号まで6号の農業委員会だよりを作成していただきました。慣れない編集作業など大変お疲れさまでした。



(上段左から) 菊池浩輝、小原孝法、児玉雅彦、藤枝裕樹
(下段左から) 高橋多一、高橋マサ子、千田喜美子、昆野広子